議案第49号

敗産処分について

左の通り敗産を売却するものとする。

昭和三十一年五月八日提出
三朝町長 坂出

昭和卅一年五月八日決
三朝町議会議長 天野

原案可決

記

建物の名称　三朝町役場三徳出張所
建物の所在地　三朝町大字片柴字天満一、〇二六の二番地
庁舎　木造瓦葺二階建　床面積　一二坪
〃　木造杉皮葺平屋建　〃　一〇坪一〇
附属建物　木造瓦葺平屋建　〃　、八〇
〃　木造トタン葺平屋建　〃　四坪六二

計　二七坪五二

附属物作畳、建具等一切